

2011年（平成23年）12月26日

消費者庁消費者制度課 意見募集担当（訴訟制度手続） 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 高畠英弘（京都産業大学法務研究科教授）
〒604-0847京都市中京区烏丸通二条
下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階
TEL 075-211-5920
FAX 075-251-1003
e-mail jimukyoku1@kccn.jp
（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対する意見

- 1 提案の集団的消費者被害回復に係る訴訟制度を次期通常国会において速やかに立法化すべきである。（「4. その他」の意見）
（理由）本制度は、これまで個別訴訟による被害回復が困難であった消費者被害の救済に資する画期的な制度であり、消費者被害の効果的救済に不可欠であるから、2012年の通常国会における実現が必要である。
- 2 手続追行主体については、一定の要件を満たす適格消費者団体とすることに賛成である。弁護士等の一時的な団体を訴訟追行主体とすることには慎重であるべきである。（「1. 特定適格消費者団体」に対する意見）
（理由）適格消費者団体は、厳格な認定要件があり、また、これまで差止請求関係業務を遂行してきた実績があり、特に第一段階目の手続は差止訴訟の訴訟活動と中身が重なることが多く、本手続を担わせるのに適切である。他方、適格消費者団体以外の団体を主体とする場合、その適切な要件策定が困難であり、妥当でない。
- 3 特定適格消費者団体の認定要件や認定手続については、現行の適格消費者団体の要件等に比較して、同団体の負担が過大なものとならないようにすべきである。また、被害救済関係業務の事務手続については法律事務所へ委託する等のアウトソーシング等を含めて考慮されるべきである。（「1. 特定適格消費者団体」に対する意見）
（理由）比較法的にみても、現在の適格消費者団体の要件厳正な要件となっており、実際に現在の適格消費者団体の差止関係業務も適正に行われているこ

とから、さらなる加重は最小限とすべきである。

- 4 特定適格消費者団体が手続追行主体として持続的に活動できるよう制度設計するとともに、制度の運用に際しては、同団体に対する適切な支援（特に、財政、情報提供等）が行われるべきである。（「1. 特定適格消費者団体」に対する意見）

（理由）本制度は極めて公益的な事業であり、適格消費者団体の財政状況が必ずしも強固でないことからすると、財政的支援が必要である。また、効果的な訴権行使には被害情報が適切に収集できることが不可欠である。

- 5 対象事案のうち、事業者の不法行為に基づく損害賠償については、個人情報流出事案や有価証券報告書等の虚偽記載事案が含まれるよう、事業者と被害者たる消費者との間に契約関係がある場合に限定することなく、対象事案をより広く列挙すべきである。

法人たる事業者の違法行為に関する取締役等の第三者に対する責任や事業者の実質的運営主体の不法行為責任についても対象とするべきである。

また、食中毒事案など、事業者の共通した責任原因によって生じた人身被害事案に関しても対応可能な制度を導入することについて、別途、引き続き検討すべきである。（「2. 一段階目の手続」に対する意見）

（理由）効果的な被害救済を図るには対象事案が広く確保されていることが必要不可欠である。特に、専門調査会報告書で取り上げられていた、個人情報流出事案、有価証券報告書等の虚偽記載事案は、従来の制度では十分な賠償が実現できない事案であり、本制度の対象とすべきである。また、個別性が強いとされる食中毒事案などの人身被害事案についても、本制度の対象とできない理論的障害はなく、対象とする検討が引き続きなされるべきである。

- 6 第一段階目の手続での和解につき、第一段階目の判決と同様、第二段階目の手続で援用できる効果を認めるべきである。（「2. 一段階目の手続」に対する意見）

（理由）第一段階目での和解につき、個別消費者の授権がなくとも、確定判決と同一の効果を持たせて、第二段階目で第一段階目の確定判決と同様の効果を与えた方が効果的な救済ができると思われる。

- 7 第二段階目の事業者の協力として、被告のウェブサイト等への掲載などによる公告の請求、契約者情報等の提出命令は賛成であり、必要不可欠である。（「2. 一段階目の手続」に対する意見）

（理由）個別消費者に対し通知するについて、事業者が消費者の連絡先等の情報を有する場合、これを提供させるのが効果的救済に不可欠である。

- 8 契約者情報等の提出命令については、事業者の委託先等の第三者をこの対象に含めるとともに、事業者が情報提供命令に応じない場合の制裁を強化す

べきである。（「3. 二段階目の手続」に対する意見）

（理由）上記のとおり，効果的な被害者救済には事業者が有する個別消費者の情報を提供させることが必要不可欠である。

9 通知・公告費用については，一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）で敗訴した被告に負担させることを原則とすべきである。（「3. 二段階目の手続」に対する意見）

（理由）そもそも被告が自主的に賠償すべき案件につき適格消費者団体が行うのであるから，それに要する費用は被告が負担することが妥当である。

10 時効中断措置については賛成である。

（理由）第二段階目の手続の際に消費者の請求権が時効にかかっていたのでは効果的な救済は図られないから，この措置は必要不可欠である。

11 消費者被害紛争の実効的解決手段としては，本制度制定後，オプトアウト型（総額判決方式）の集団的消費者被害救済制度，加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度等の検討を引き続き行うべきである。（「4. その他」の意見）

（理由）効果的な被害救済には，本制度だけでは十分でなく，専門調査会で検討されていたオプトアウト型（総額判決方式）の集団的消費者被害救済制度，財産隠匿・散逸の防止の仕組み等が必要不可欠であるから，今後これらの制度の検討が必要である。